

早稲田大学博士論文(概要)		
	学位記	文科省報告
2012	6020	乙 2365

ドイツ近世都市ケルンの共和主義
—ヘルマン・ヴァインスベルクの回想録にみる
参事会と市民の政治的対話—
論文概要書

高津秀之

本論文の課題は、ヘルマン・ヴァインスベルクの回想録を主たる史料として、16 - 17 世紀の都市ケルンにおける参事会 (Rat) と市民 (Bürger) の政治的対話 (politische Kommunikation) に注目し、この都市の参事会統治と市民の市政参加について論ずることである。

19 世紀以来の古典的な中世都市史研究において、都市は、領主—領民の支配関係に規定された封建社会における自由 (*libertas, Freiheit*) の牙城とされたが、中世後期から近世にかけて、この都市の自由、実質的には、都市領主に対する自治と市民相互の平等は、次第に失われていくものと見なされた。この見方によれば、16 世紀から 18 世紀にかけての近世 (Frühneuzeit) は、もっぱら都市の衰退期、あるいは停滞期として把握される。

こうした古典的な見方は、1980 年代に入ると修正を迫られる。中でも、近年ハインツ・シリングが提示した、近世都市の共和主義 (Republikanismus) 論は、近代の政治思想の中心的な理念である、共和政の理念と、近世都市の政治文化との関連性を指摘し、近世都市に対する見方を一変させた。今日の共和政の概念は、一般に「国王のいない政体」を指し、主権在民で君主政に対立する政治体制として理解される。しかし、近世都市の共和主義においては、君主という特定の個人の利益、すなわち私利ではなく、市民を構成員とする都市共同体の利益である都市の公益 (Gemeinnutz) を実現する統治が志向された。そしてシリングは、こうした共和主義を構成する柱として、1. 個人の「基本権・自由権」、2. 全ての都市住民の負担と義務の平等に対する要求、3. ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加への要求、4. 都市の政治エリートの寡頭政的かつ平等主義的な構造という 4 つを重視している。参事会と市民の政治的対話は、このうちの「ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加の要求」を実現するものである。

オッター・ブルンナーが論じたように、近世都市の権力構造は、参事会と市民を両極とする二元性 (Dualismus) を備えていた。この都市の権力構造を前提として、参事会の市民に対する支配は、ウルリヒ・マイヤーとクラウス・シュライナーがそれを「合意に基づく支配」 (Konsensgestützte Herrschaft) と表現したように、市民がその正当性に合意 (Konsens) を与える範囲に限定された。そして、参事会の統治に対する不満が高まった場合、市民たちは、参事会が都市の公益を損なっているものと見なして、その支配に対する合意を取消し、異議申し立てを行った。したがって、参事会は、その支配の正当性を維持するために、個別具体的な政治的決定を行う際にも、当事者である市民の合意を得なくてはならなかった。この合意形成の過程において、市民は、参事会に対して、平和的な請願書の提出から、都市騒擾のような局面で生ずる暴力的な異議申し立てまで、様々な手段を通じて、彼らの意見を表明した。こうして参事会と市民の間で政治的対話が行われ、参事会の統治は、この対話を通じて達成される、両者の合意に規定された。そしてその対話の過程で、市民は、参事会の支配に服する臣民としての立場に甘んじることなく、能動的に

市政に参加したのである。

近年の近世都市史研究では、この合意形成過程における、参事会と市民の政治的対話の実態に関心が集まっている。例えば、ゲルト・シュヴェアホフは、本論文の検討対象でもある16 - 17世紀のケルンを対象として、この都市の刑事事件をめぐる参事会の審議と判決、そして犯罪者に対する刑の執行の過程を検討し、都市の「お上」である参事会が、事件の当事者である被害者や加害者の家族、友人、同僚の請願 (Supplikation) を受け入れ、彼らの社会的地位や人間関係にも配慮しながら、恩赦 (Gnade) を通じて、犯罪者に対する情状酌量、さらには無罪放免をさえ行っていたことを明らかにした。また、ロベルト・ギールも、中世後期から近世、具体的には15 - 16世紀におけるケルンの参事会が、隣接する職業間の境界などをめぐる手工業者の争いを裁定する際に、当事者双方の意見に配慮し、彼らの自発的な交渉の成果を参照しながら、判決を下したことを述べた。

しかし、これらの先行研究では、この政治的対話という実践の変化については、ほとんど言及されていない。まるで、中世から近世を通じて、参事会と市民の政治的対話は、全く変化することなく、続けられてきたかのようなのである。ジャック・ル＝ゴッフは、連続した時間の流れである歴史を、断絶 (rupture) ではなく、継承 (continuité) と転換 (tournant) という2つの側面に注目する視点によって、把握すべきことを主張した。そして近世都市の歴史は、クラウス・ゲルタイスも述べるように、この旧来の状態を維持する力と、それを変化させようとする力とのせめぎ合いによって規定されており、このせめぎ合いこそが、近世都市に、中世都市とも近代都市とも異なる独自の性格を与えていると言える。

したがって筆者は、こうした先行研究の問題点を踏まえながら、本論文の第1の課題として、1. 16世紀前半、2. 16世紀後半、そして3. 17世紀初頭という3つの時期を区分し、それぞれの時期におけるケルンの参事会と市民の政治的対話を比較検討し、そこに見られる継承と転換という2つの側面を明らかにした。さらに、第2の課題として、この参事会と市民の政治的対話における、参事会員と市民の行動と意識、特に、当時大きな社会的意義をもっていた、名誉 (Ehre) に対する意識のあり方を論じた。遠い過去の時代を生きた人々の心性を具体的に把握することは困難であるが、ケルンの参事会員ヴァインスベルクの回想録は、このための手掛かりとなる有意義な情報を、豊富に提供してくれる。さらに第3の課題として、参事会と市民の政治的対話の変化を、都市の二元的権力構造の変化、そして統治の担い手である政治エリートの人的構成の変化との関連性において論じた。

本論文の研究では、ケルンの参事会員ヘルマン・ヴァインスベルク (1518 - 1597年) が執筆した回想録を主たる史料として利用した。中世後期から近世にかけての都市では、ブルクハルト・ツィンクやトマス・プラッターをはじめとする人々が、回想録を執筆したが、それらの中でも、ヴァインスベルクの回想録は、特に彼が日記のように執筆した1561年以降の記述において、その情報の量、そしてその正確さと詳細さという点で比類がない。そして本論文の研究にとって、ヴァインスベルクの回想録は、当時の参事会の会議の様子、さらには、同僚の参事会員や市長の人柄や行動を知るうえで貴重な情報を提供してくれる。というのも、ケルンの参事会決議録には、参事会での決議の内容が簡潔に示されるのみであり、その決定に至る過程における、参事会内部の議論の詳細や、それに関わった参事会員個人の考えや行動、そしてその決定に対する市民の反応については、わずかしら語って書いていない。これに対して、ヴァインスベルクの回想録は、こうした参事会と市民の政

治的対話のあり方を知るために必要な証言を、500年の時間を越えて伝えている。

以下、本論文の検討の成果を、6点にまとめて提示する。

① **近世都市ケルンのガッフェル体制**：1396年9月14日に確立されて以降、1796年9月5日に廃止されるまで、約400年の間存続したガッフェル体制のもとで、16世紀のケルンは、「六人衆」(Sechsherrn)と呼ばれる市長職従事者を筆頭とする147人の有力者が順番に構成する参事会によって統治されていた。この参事会の「寡頭政的な」統治は、市民の合意に基づいて維持されていたのであり、したがって、参事会の日常的な政治的決定も、両者の合意に基づいて行われていたと考えられる。そしてこの合意は、参事会と市民の政治的対話を通じて形成され、その過程で市民は、古典的な中世都市史研究において評価されていた以上に、能動的に、市政に参加していた。

② **16世紀ケルンの参事会と市民の政治的対話**：参事会と市民の政治的対話は、16世紀前半のケルンにおいては、両者の相互依存関係のもとで、円滑に進行した。例えば、ガッフェルの内部において、あるいは複数の同職組合の間に紛争が起こるなどの問題が生じた場合、市民は、その解決のために参事会の仲裁を期待したが、参事会がその期待に応えるためには、参事会の提示する仲裁案に対する、市民の積極的、あるいは消極的な、合意が必要であった。このように、参事会の権力は、市民の社会生活にとって必要であったが、その実効性は、市民の合意に依拠していた。参事会と市民の相互依存関係とは、こうした状況を意味している。

しかし、16世紀後半になると、参事会と市民の合意を形成することが困難な政治的課題が現れる。この背景には、当時の宗派紛争の激化に伴う、ケルンの「外交」、すなわち、都市の参事会と、その外部勢力である皇帝・諸侯・他都市との交渉活動の変化があった。特に、参事会は、都市と皇帝や諸侯、他都市などの外部勢力との良好な関係を維持するためにも、対トルコ援助など、帝国統治のための新たな負担を市民に課さなくてはならなかったが、こうした負担に対して、市民の合意を得ることは困難であった。

③ **16世紀ケルンの参事会員**：このような状況において、参事会と市民の間の調停者、仲裁役の役割を果たしたのが、参事会の一員であるとともに、ガッフェルの構成員でもあった参事会員である。彼らは参事会、あるいはガッフェルにおいて、自らを取り結ぶ人間関係に配慮し、一方では彼らに出世の道を開いてくれる「六人衆」、他方では、彼らに参事会員としての地位と名誉を与えてくれる、ガッフェルの仲間たちの意向に配慮しながら、参事会の会議、あるいはガッフェルの集会において、同僚の参事会員と「六人衆」、あるいはガッフェルの仲間たちを説得し、両者の合意形成を促した。これに成功した場合、参事会員は、その地位に相応しい有能なエリートとして、名誉を得ることができた。近世都市では、名誉は象徴資本(symbolisches Kapital)として、貨幣にも匹敵する大きな価値を備えており、参事会員は、この名誉に対する欲求に促されて、自らの参事会員としての地位を守り、同僚の参事会員よりも高い地位を獲得しようとするとともに、参事会と市民の調停役としての役割を果たすために努力した。16世紀後半の政治的に困難な状況にお

いて、参事会と市民は、こうした参事会員の調停のもとで、政治的対話を継続し、合意を達成した。

- ④ **都市の二元的権力構造の変化**：しかし、16世紀末から17世紀初頭にかけて、都市の二元的権力構造は変化した。このことは、1583年に導入された、新しい軍事制度の組織と構造から読み取れる。すなわち、これまで参事会の緩やかな統制のもとでガッフェルに蓄えられていた武力が、街区組織に移され、参事会の厳格な統制のもとに置かれたことは、参事会と市民の力関係の変化を示唆している。また、新しい軍事組織において、指揮官と市民の間には、仲間団体における水平的な人間関係とは異なる、垂直的で家父長制的な人間関係が形成されたが、この関係は、当時の参事会と市民の関係の変化を反映していた。

この新しい関係に規定されて、参事会は、都市共同体の「父」として市民を統治し、市民は、その「子」として市政に参加したが、そうした統治や市政参加のあり方は、それまでとは異なるものとなった。例えば、17世紀初頭の都市の放浪者取締りは、参事会の監督のもとで、専門の都市役人や聖職者までをも動員する、大事業に変貌を遂げた。他方、市民は、こうした参事会の統治の受益者であるとともに、その指示に服従する存在であるに過ぎなくなった。また、軍制改革の結果、仲間団体ガッフェルの活動が停滞し、市民の「ゲノッセンシャフト的精神」(genossenschaftlicher Gedanke)が衰退するとともに、ガッフェル内部の人間関係と社会機能が変化した。このことも、市民の市政参加のあり方に影響を与えた。市民は、この頃、制度的には参事会の監督機関の機能を与えられていた鍵頭の活動が実質的な効果を失っていたことにも象徴されるように、積極的な市政参加の可能性のいくつかを放棄した。以上の事例は、都市の二元的権力構造は維持されたものの、16世紀後半以降、その権力の重心が、これまで以上に参事会の側に移動したということを示している。

- ⑤ **17世紀初頭のケルンにおける参事会と市民の政治的対話の停滞**：都市の権力構造の変化に伴い、ケルンの参事会と市民の政治的対話は、次第に停滞した。このことは、1608 - 1610年の都市騒擾の過程と結果の検討を通じて明らかにされた。この騒擾は、それまでの事例とは異なり、参事会と市民の政治的対話としての性格をほとんど備えていなかった。もちろん、両者の対話が全く行われなくなったわけではない。しかし、16世紀後半以降のケルンの参事会では、法学者をはじめとする、大学出身の学識者の活躍が顕著となっていた。法律顧問官や大学出身の参事会員は、「外交」や文書管理、裁判などの領域において、参事会と市民の政治的対話の中で示される市民の意見ではなく、彼らが自身の活動を通じて獲得する情報、すなわち「権力の秘密」(*arcana imperii*)、あるいは自らの公正さと分別といった資質に基づいて統治を遂行した。彼らの統治において、参事会と市民の政治的対話の意義は低下したのであり、都市のエリート層の変化は、参事会と市民の政治的対話の停滞を示す徴候、さらにはそれを促進する要因であった。
- ⑥ **17世紀初頭のケルンの参事会員と市民**：しかし、18世紀末まで存続したガッフェル体制のもとで、市民たちは、彼らにとって最良の人物を参事会員に選出し、統治を担当させる権利を、依然として保持していた。そして彼らは、16世紀後半から

17世紀初頭の時期に、それまでとは異なるタイプの人物に、参事会の統治を委ねはじめた。すなわち、彼らは、ガッフェルの意見の代表者、参事会と市民の間の有能な調停者ではなく、公正な裁定者である学識者を、参事会員に選出するようになった。

このように市民は、16世紀後半から17世紀初頭にかけての諸変化に対して、受動的、あるいは反抗的に振る舞っていただけではなく、それに能動的かつ柔軟に対応した。そしてその際には、市民が最良の人物を代表者として選出し、参事会を都市共同体の代表機関として組織することを可能とする、参事会員の選挙が、市民の市政参加を実現した。

以上の本論文の成果を踏まえ、結論として、近世都市ケルンの共和主義の歴史において、ル＝ゴッフの言う、継承と転換の2つの側面を指摘できる。

最初に、転換の側面について述べるならば、近年活発に行われている参事会と市民の政治的対話の研究ではほとんど論じられていないが、17世紀初頭のケルンにおける、参事会と市民の政治的対話の停滞を明らかにした。このことは、シリングが近世都市の共和主義の構成要素として提示した市民の「ゲノッセンシャフト的な市民団体における市政参加」の可能性が、完全に失われたわけではないにせよ、一定程度制限されたことを意味している。

また、この検討成果から、中世以来の市民の「ゲノッセンシャフト的精神」や「共同体主義」に立脚した統治からの脱却、さらには「市参事会絶対主義」(ベルント・メラー)、あるいは、市民の「政治的禁治産化」(ペーター・ブリックレ)に向かう傾向を論ずることもできよう。しかし、これを論ずる際には、今後の研究を通じて議論を補足する必要がある。すなわち、16世紀後半から17世紀初頭の時期に、ケルンの参事会と市民の政治的対話が停滞した背景には、参事会が都市の「外交」政策を転換し、帝国政治への関与を強めていった結果、「内政における外交の優位」とも言うべき状況が生じていたという事実がある。これを踏まえ、今後の課題として、ケルンの「外交」政策が再度転換した17世紀後半以降における、参事会の統治の実態を検討しなくてはならない。また本論文では、この変化の前提とした、16世紀後半から17世紀初頭の都市の「外交」の実態を具体的に述べることはなかった。この時期の帝国議会の決定、いわゆる帝国最終決議と都市の参事会決議録の内容を比較検討するなどの作業を通じて、参事会の「外交」が「内政」に与えた影響を分析し、本論文の成果を裏付ける必要がある。

次に、近世都市ケルンの共和主義の歴史における、継承の側面に目を向けるならば、本論文の検討時期を通じて、ケルンには、シリングの述べる近世都市の共和主義が存続したことを指摘できる。この都市では、16世紀を通じて参事会と市民の政治的対話が活発に行われ、17世紀初頭に、参事会と市民の政治的対話が停滞した後にも、市民は参事会員の選挙を通じて、参事会の統治のあり方に影響を及ぼした。さらに、本論文の主たる検討時期を越えて、17世紀末のケルンに目を向けるならば、そこにも近世都市の共和主義の「継承」を示す事例が見られる。例えば、1681年9月8日に出版された文書の中で、参事会書記であった法学博士グレオン・ヘッセルマンは、「ケルン市には、ただ市民身分(status populais)だけが存在する。市民たちは自らを自由にして皇帝陛下の、そして神聖なる帝国の市民と

呼んでいる。貧しき者も富める者も、ここでは皆等しく、生まれながらにして、彼の共和国 (republicam) を治めるための力と権力を備えている。彼らは、この彼らの力によって、彼らの中から、統治者あるいはお上を選出する」と記し、ケルンの「共和国」における市民の「平等」と「力と権力」を称揚している。また、1682年にニコラス・ユーリヒによって引き起こされた都市騒擾の後、1686年10月に秩序を回復した参事会は「恥辱の柱」を建てたが、この碑には、「ケルン市の共和政」(Cöllnische republic) という語が刻まれている。

シリングは、近代市民社会の共和政の根源を、近世都市の共和主義に求めた。その歴史は、ル＝ゴッフやゲルタイスが述べたように、中世以来の伝統を維持しようとする力と、近代に向かって、それを変化させようとする力のせめぎ合いによって規定されている。そしてそれこそが、近世都市という社会、中でもその政治文化の独自性を生み出しているのである。こうした点を念頭に置きながら、今後も近世都市ケルンの共和主義の諸相を明らかにしていきたい。その際には、本論文の結論とともに指摘した問題点を踏まえ、検討対象を参事会と市民の政治的対話ばかりでなく、参事会の「外交」政策、都市の対外関係にも拡大し、時代についても、17世紀後半、さらには18世紀にも目を向ける必要があるだろう。